

令和 7 年

第 8 回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和 7 年 8 月 2 0 日)

飯舘村農業委員会

令和 7 年第 8 回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和7年8月20日（水）					
招集場所	飯舘村役場 2階 第一会議室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和7年8月20日 午後1時30分 閉会 令和7年8月20日 午後2時26分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6名 欠席委員 1名 〔○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席〕	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	山田 豊	○	2	赤石澤忠則	○
	3	開沼 剛	○	4	菅野啓一	△
	5	鳴原清三	○	6	西尾ツネ	○
	7	原田直志	○			
会議録署名委員	1 番 山田豊			5 番 鳴原清三		
職務出席者	事務局長 松下貴雄 事務局次長 齋藤博史			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和7年第8回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	松下義喜	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	紺野政勝	関 沢	
4	庄司武実	小 宮	議案第23号の1
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第23号の2
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	西川 徳	宮 内	
9	佐藤隆男	飯樋町	
10	渡邊文夫	前田・八和木	
11	三瓶政美	大久保・外内	議案第20号
12	新妻幹男	蕨 平	
13	林 吉安	白 石	

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 20 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 21 号
飯舘農業振興地域整備計画の変更（編入）に関する
意見について
- 日程第 6 議案第 22 号
飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する
意見について
- 日程第 7 議案第 23 号
農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(会議の経過)

○開会

事務局次長) ただいまから令和7年第8回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さん暑い中、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。以前にも増してますます暑くなっているような状態ですので、毎度同じことを言いますが、自分の身体ですので、気を付けてハウスの中で倒れたりとか、身体の調子がおかしいなというときには早めに休憩を取ったり水を飲んだりして、健康に注意いただきたいと思います。簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は6名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局次長) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、1番 山田豊 委員、
5番 嶋原清三 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

- 日程第4 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 長) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
- それでは、議案第20号について、事務局より概要説明をいたさせます。
- 事務局) それでは、議案第20号について(議案のとおり)説明します。
- 議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
- 担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)三瓶政美 が報告します。
- 8月8日に譲受人、8月18日に譲渡人へそれぞれ訪問し、話を聞いてきました。譲受人、譲渡人それぞれ農地を管理していた親族が亡くなり、付近の土地の境界がはっきりわからないという状況になったそうです。申請地が譲受人の自宅隣であったことから、ちょっとした園芸作物を作るのに譲っていただいて、かつ土地の境をはっきりさせていくために、譲渡することを決めたそうです。特に問題ありませんでした。以上です。
- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:35~13:37)
- 議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
- 議案第20号については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。
- (『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決いたします。
- 日程第5 議案第21号 飯舘農業振興地域整備計画の変更(編入)に関する意見について
- 議 長) 議案第21号 飯舘農業振興地域整備計画の変更(編入)に関する意見について を議題といたします。
- 議 長) 議案第21号についてですが、議案の対象農地が複数地区に渡ることと、計画者が村であることから、事務局より概要と調査による所見を一括にて説明いたさせます。
- 議 長) それでは、議案第21号について、事務局より概要説明と調査による所見を報告いたさせます。

事務局） それでは、議案第 21 号について（議案のとおり）説明します。
申出にあたっての経過、概要を村の担当に確認いたしました。
こちらの内容に関しましては、今回令和 6 年度末において、中山間地域等直接支払制度の第 5 期対策が終わるという部分を踏まえて、改めて各地域の皆さんに、中山間に該当するしないの問いかけをしたところ、各地権者の方から、中山間に自身の農地を対象として加えて欲しい旨相談があったそうです。相談に対応するにあたり、中山間活用には農振農用地区域の該当が必要であることから、第 6 期対策において加えたい農地の内、農振農用地に該当していない農地を編入させるとして、申し出をしたということを確認しております。それぞれ地権者ご本人から相談あった通りの内容を載せているので、議案内容に関しては間違いはない、と聞いております。以上です。

議長） 以上の説明がありました。暫時休議します。
（休議 13：41～13：45）

議長） 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第 21 号については、申し出の通り了承することにご異議ありませんか。
（『異議なし』の声あり）

議長） 異議なしと認め、議案第 21 号は申し出のとおり了承することといたします。

○日程第 6 議案第 22 号 飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について

議長） 議案第 22 号 飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について を議題といたします。

議長） 議案第 22 号についてですが、議案の対象農地が複数地区に渡ることと、計画者が村であることから、事務局より概要と調査による所見を一括にて説明いたさせます。

議長） それでは、議案第 22 号について、事務局より概要説明と調査による所見を報告いたさせます。

事務局） それでは、議案第 22 号を（議案のとおり）説明します。
今回案件については、令和 6 年中に農業委員会の皆様にお諮りいただいた件でございます。小宮地区と大倉地区において、各地権

者やむを得ないご事情により、農地が管理できなくなって山林化してしまつたと、現地を調査したうえで、復旧をするのも難しく、立地も条件が悪いことから農業的利用は困難であると、確認いただきまして、農業委員会総会での判断の元、農業的利用はできない、非農地化、山林化しているという判断がありましたので、農業振興地域内農用地、いわゆる農業的利用を推進するといった網掛けにはそぐわない状況になったことから、今回除外に関する申出を行ったという経過でございます。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13:50～14:09)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第22号については、申し出のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第22号は申し出のとおり了承することといたします。

○日程第7 議案第23号 農用利用集積等促進計画(案)に関する意見について

議 長) 議案第23号 農用利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを議題といたします。

議案が3件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは議案第23号の1について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第23号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)庄司武実 が報告します。

ただ今事務局から説明があった通りでございます。新たに貸付を受ける担い手はいずれも飼料作物を作付するという内容での貸付になります。もう一方は、令和4年度に貸借した地帯の追加案件ということで、いずれ中間管理事業に入れて農地を貸すという話でございます。貸付者に話を伺ったところ、ほぼ70歳以上ということで、ほとんど後継者というものがここにおりません。今後

の農地管理の方法については、今の担い手の方をお願いしたいということでの事業に参加ということになります。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 14 : 16 ~ 14 : 17)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第23号の1については、計画案のとおり了承することにご
異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第23号の1は原案のとおり了承すること
とします。

議 長) 続きまして、議案第23号の2について事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第23号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)濱名時夫 が報告します。
この貸借場所については私も一口入っているものですから、説明
は事務局のとおりです。それで担い手の方では、稲作をするとい
うことになってますので、そこら辺をご了承願いたいなというこ
とでございます。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 14 : 20 ~ 14 : 21)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第23号の2については、計画案のとおり了承することにご
異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第23号の2は原案のとおり了承すること
とします。

議 長) それでは、議案第23号の3について、事務局より概要説明と調査による所見報告をいたさせます。

事務局) それでは、議案第23号の3を(議案のとおり)説明します。

事務局) この内容に関しましては、担い手3件に内容の確認をしているところでございます。その内1件の担い手に関しては、比曽行政区内農地の大部分を借受しまして、田んぼがメインですので水稻等で作付けを進めていく予定でございます。また、地域内の地権者との協力をしながら保全管理をしていきたいと担い手から聞き取っております。併せまして、こういった内容を地権者他事業関係者に共有する最終的な報告会ということで、9月7日に比曽行政区調印式の開催を予定している状況です。そういう予定踏まえながら、10月1日の公告を迎えたいということで区長からも話をいただいております。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:25~14:26)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第23号の3については、計画案のとおり了承することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第23号の3は原案のとおり了承することとします。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和7年8月20日

飯舘村農業委員会	会 長	<u>原田 直志</u>
同 議事録署名委員	1 番	<u>山田 豊</u>
同 議事録署名委員	5 番	<u>嶋原 清三</u>